

札幌企第 171 号
令和 2 年(2020 年) 4 月 20 日

札幌市内関係団体 御中

札幌市長 秋元 克広

新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について（周知のお願い）

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、これまでもご協力をいただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、令和 2 年 4 月 7 日に新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたところであり、北海道においても 4 月上旬から再び感染拡大がみられ、4 月 16 日に国から緊急事態宣言の対象区域として追加されたところです。

このため、札幌市においても、5 月 6 日までの期間、爆発的な感染拡大を防ぐために、これまで以上に感染拡大の防止の取組に努めることが必要です。

つきましては、感染症の拡大防止徹底のため、関係団体や企業等に対し、別紙のとおり周知いただきますようお願い申し上げます。

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課

担当：高田

Tel 011-211-2352 Fax 011-218-5130

札幌企第 170 号
令和 2 年(2020 年) 4 月 20 日

札幌市内事業者等の皆様

札幌市長 秋元 克広

新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について（お願い）

平素より札幌市政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、これまでもご協力をいただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、令和 2 年 4 月 7 日に新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたところであり、北海道においても 4 月上旬から再び感染拡大がみられ、4 月 16 日に国から緊急事態宣言の対象区域として追加されたところです。

このため、札幌市においても、5 月 6 日までの期間、爆発的な感染拡大を防ぐために、これまで以上に感染拡大の防止の取組に努めることが必要です。

各事業者の皆様におかれましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めていただきたく、下記の事項について、ご留意いただくとともに、従業員等にご周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 従業員及び事業者の皆様にご留意いただきたいこと
 - (1) 毎日の体調管理を徹底し、少しでも風邪の症状がある場合には、人との接触を避け、ご自宅で静養していただくこと。
 - (2) 手洗い・手指の消毒や咳エチケットを徹底するとともに、近距離での会話時には、マスク等の着用を徹底していただくこと。また、職場における換気を十分に行うこと。
 - (3) 市内に転入された方は、転入後 2 週間は体調管理に努めていただくこと。
 - (4) 通院や健康維持の取組、食料品や生活必需品等の買い出し、職場への出勤等生活維持に必要な場合を除いて、外出は控えていただくこと。
 - (5) 市外への不要不急の往来について、控えていただくこと。
 - (6) 大型連休期間を含め、不要不急な帰省や旅行等、都道府県をまたいで移動することについては、控えていただくこと。
 - (7) 体調に不安が生じた際には、以下の札幌市の一般相談窓口に連絡をいただくこと。

※ 札幌市の一般相談窓口（電話番号：011-632-4567）

2 事業者の皆様にご配慮いただきたいこと

- (1) 従業員の出勤に関しては、時差出勤の実施や、「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避、在宅勤務の実施にご協力いただくこと。
- (2) 従業員が利用する社内施設（会議室、トイレ、社員食堂等）においても、感染防止の徹底に努めていただくこと。
- (3) 小中学校や保育園、幼稚園等の休校・登園自粛等により、従業員が子どもの監護が必要な場合等は、引き続き、休暇取得等への環境整備にご協力いただくこと。

なお、当該環境整備に当たっては、各事業者様において厚生労働省所管の「小学校休業等対応助成金」の活用が可能な場合がありますので、以下の厚生労働省の当助成金ホームページをご参照下さい。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

3 参考

(1) 厚生労働省のホームページ

下記の厚生労働省のホームページにおいて、企業の方向けの「新型コロナウイルスに関するQ&A」等が掲載されているので、ご参考ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html)

(2) 経済産業省のホームページ

下記の経済産業省のホームページにおいて、持続化給付金等の経済産業省の支援策について掲載されているので、ご参考ください。

(<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>)

(3) 札幌市のホームページ

下記の札幌市のホームページにおいて、札幌市における新型コロナウイルスに関する情報について掲載していますので、ご参考ください。

(https://www.city.sapporo.jp/kinkyu_202002.html)

【本通知のお問い合わせ先】

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 担当：高田
Tel 011-211-2352 Fax 011-218-5130

【関係機関の問い合わせ先】

○保育施設について

札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課 担当：田中
Tel 011-211-2988 Fax 011-231-6221

○市立学校の臨時休業等について

札幌市生涯学習部保健給食課 担当：中村
Tel 211-3841 Fax 211-3834

札幌市学校教育部教育課程担当課 担当：山下
Tel 211-3891 Fax 211-3862